

# 大崎町地域公共交通計画 概要版

令和5年4月

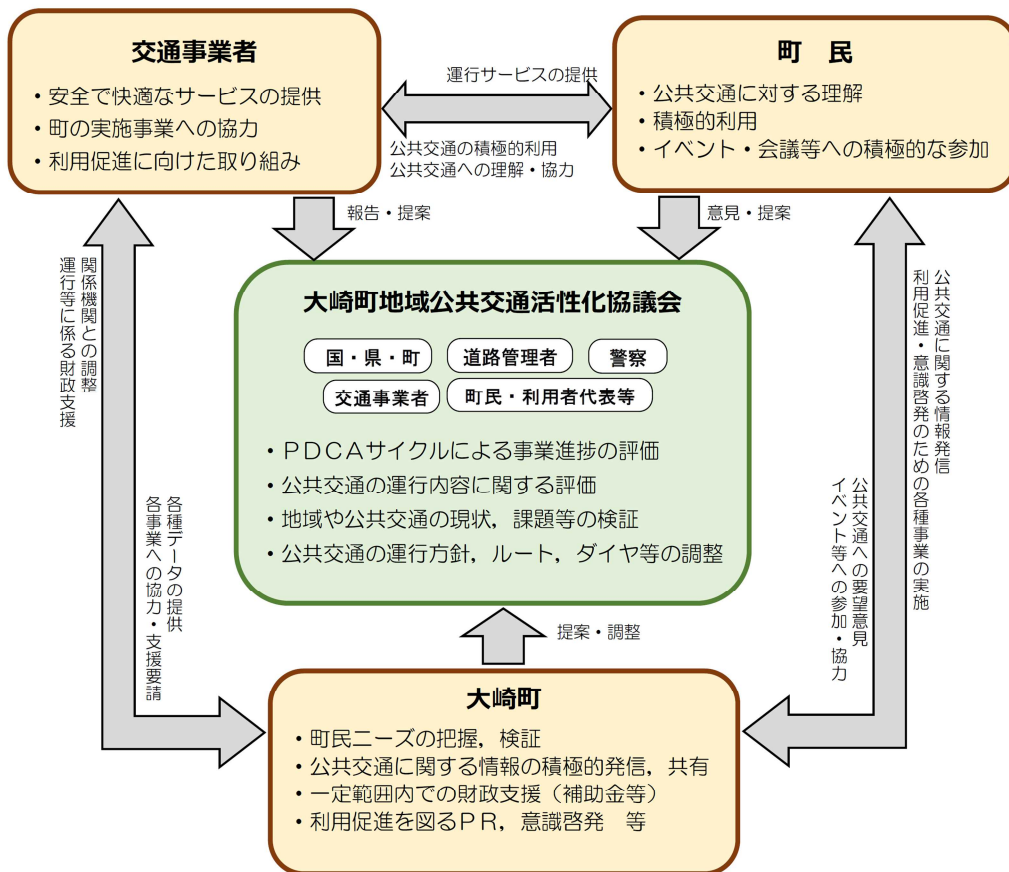
## ■計画策定の背景及び目的

大崎町における移動手段については、1987年（昭和62年）の国鉄廃止以降、鉄道は運行されておらず、公共交通としては民間路線バスと空港連絡バスに限られています。

地域の暮らしと産業を支え、豊かで暮らしやすい地域づくりや、活力のある地域の振興を図る上で「移動」は欠かせない存在です。また、地域における移動手段の維持・確保は、交通分野の課題解決にとどまらず、まちづくり、観光振興さらには健康、環境等の様々な分野で効果が期待でき、更なる高齢化や人口減少等が進む中で、地域の暮らしと産業を支える移動手段を維持・確保することがますます重要となっています。

本計画では、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に基づき、「まちづくりと連携した地域公共交通ネットワークの形成」に加えて、「地域における輸送資源の総動員」による「持続可能な旅客サービスの提供の確保」を図ることを目的に、公共交通政策のマスタープランとなる「大崎町地域公共交通計画」を策定するものです。

## ■計画推進のための市民・交通事業者・行政による協働体制



## ■計画の区域及び計画期間

### ●計画の区域

- ・大崎町全域とします。

### ●計画期間

- ・令和5年度～令和9年度の5年間とします。

## ■基本方針と計画目標

### 【地域公共交通の課題】

- 周辺自治体と連携した路線バスの現行の運行サービスの維持
- 高齢者等の交通弱者の移動手手段の確保
- 利用促進に向けた町民意識の醸成
- 多様な主体の連携による持続可能な移動手手段の確保
- 運転手の高齢化及び不足への対応

### 【基本理念】

**町民の日常生活を支える、  
利用しやすく持続可能な公共交通体系の実現**

### 【基本方針】

方針1：既存の公共交通を活用し、利用者ニーズに合った効果的な公共交通網の形成

方針2：誰もが利用しやすい公共交通の環境整備による利用促進

方針3：町民・交通事業者・行政の協働による持続可能な公共交通の構築

## ■地域公共交通ネットワークイメージ



### ●公共交通システムの役割分担の考え方

区分	役割分担	対応公共交通システム
広域交通	空港へ連絡し、広域との連携を担う路線	空港連絡バス
地域間交通	周辺都市への連絡及び市内の骨格となる路線	民間路線バス ※地域間幹線系補助路線
地域内交通	地域間交通を補完し、町内の移動を支える移動手手段	タクシー
補完交通	上記公共交通を補完し、高齢者等の移動を支援するドア・ツー・ドアに近い機能を持つ少量個別輸送を担う移動手手段	福祉バス、施設送迎 高齢者外出支援サービス 地縁交通(地域の共助)等

## ■実施事業の概要

### 実施事業1：周辺自治体と連携した路線バス（地域間幹線系統）の維持と利便性向上

事業概要	●利用ニーズに合わせた運行ダイヤの調整等沿線自治体との連携による路線の維持・確保 ●路線維持のための運行補助
実施主体	バス事業者，大崎町，路線沿線自治体

### 実施事業2：交通事業者や地域住民等と連携した地域内移動支援策の検討・実施

事業概要	●本町に適した地域内移動支援策の検討・導入 ●利用状況のモニタリングによる柔軟な移動支援の見直し
実施主体	大崎町，交通事業者，地域住民等

### 実施事業3：公共交通空白地域における新たな交通サービスの導入検討

事業概要	●地域住民・交通事業者・行政等地域に関わる関係者の協働による移動サービスの取組 ●地域住民による移動サービスに対する支援の在り方の検討
実施主体	地域住民等，大崎町，交通事業者

### 実施事業4：通学補助制度等の通学支援策の検討・実施

事業概要	●通学支援策の検討・実施
実施主体	大崎町

### 実施事業5：バス待合環境の改善

事業概要	●待合環境（上屋やベンチ等）の向上について検討
実施主体	交通事業者，大崎町

### 実施事業6：分かりやすい公共交通情報の提供

事業概要	●広報等各種媒体を活用した公共交通に関する情報発信 ●公共交通マップの作成 ●公共交通のオープンデータ化 ●本町のホームページにおける一元管理
実施主体	交通事業者，大崎町

### 実施事業7：新技術を活用した移動サービスの検討

事業概要	●自動運転等先進技術の調査・研究 ●MaaSに関する調査・研究
実施主体	交通事業者，大崎町

### 実施事業8：公共交通の利用促進策の検討・実施

事業概要	●利用促進策や啓発活動の実施 ●高齢者運転免許返納者への支援 ●福祉部局との連携による公共交通利用促進の取組
実施主体	大崎町，志布志警察，交通事業者，地域住民等

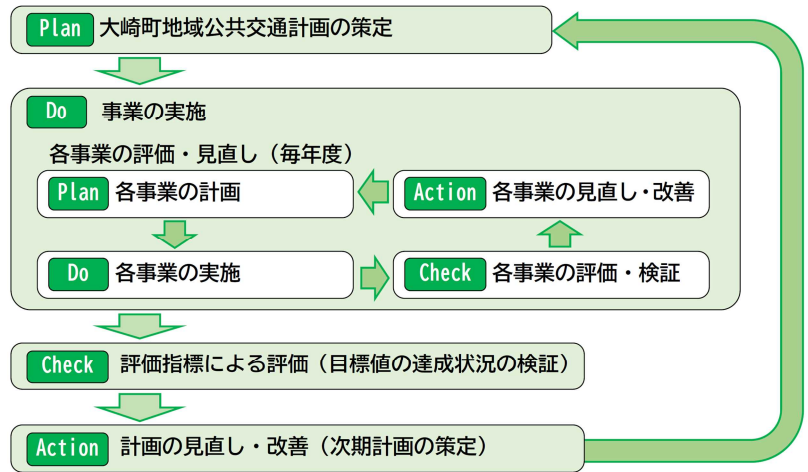
### 実施事業9：運転手確保策の実施

事業概要	●公共交通の「社会的意義」や運転手の「やりがい」を伝える広報用冊子の作成・配布 ●バスやタクシー運転手に特化した就職イベントの開催 ●職場見学会の実施
実施主体	交通事業者，大崎町ほか

## ■ 計画の達成状況の評価

### ■ PDCAによる進行管理

計画の推進にあたっては、計画に基づく事業の実施状況や、目標の達成状況について数値目標を指標としながら、評価・検証（Check）し、必要に応じて実施施策・事業の改善、見直し（Action）を図り、計画（Plan）、実施（Do）へと「PDCAサイクル」を繰り返すことで着実に推進していきます。



### ■ 計画目標及び評価指標

#### 基本方針1 既存の公共交通を活用し、利用者ニーズに合った効果的な公共交通網の形成

計画目標1 地域内移動や周辺市との連携強化に資する公共交通網の形成		
	基準値 【令和4年度】	目標値 【令和9年度】
評価指標① 路線バス利用者数（大崎町内）	19,126 人/年	19,610 人
評価指標② 運行経費補助額（大崎町分）	12,066 千円	現状
評価指標③ 外出時の移動手段がなく、困り具合の改善	4.2%	3.5%

#### 基本方針2 誰もが利用しやすい公共交通の環境整備による利用促進

計画目標2 公共交通による移動のしやすさ		
	基準値 【令和4年度】	目標値 【令和9年度】
評価指標① 町民1人当たりの路線バス利用回数	1.55 回	1.6 回

#### 基本方針3 町民・交通事業者・行政の協働による持続可能な公共交通の構築

計画目標3 公共交通維持・確保に関する意識醸成		
	基準値 【令和4年度】	目標値 【令和9年度】
評価指標① 路線バス等利用促進策の実施回数	年一回	年2回以上 (5年間で延10回以上)

### 〔発行／大崎町地域公共交通活性化協議会〕

【事務局】大崎町役場 企画政策課 企画調整係

〒899-7305 鹿児島県曾於郡大崎町仮宿 1029

TEL：099-476-1111（代表） FAX：099-476-3979

e-mail：kikaku@town.kagoshima-osaki.lg.jp

